

例外措置に関する省令改正と平成21年度助成事業について

ORCAプロジェクト 2009.12.03



(2009.11) 行政刷新

会議の事

業仕分け

対象に

- 原則化の内容や段階的義務化の例外措置(11/25省令改正)が発表された
- 平成21年4月(2009.4)が期限だった病院は**省令改正**により12月まで延長
- 補正予算では290億円が国会審議を通過(5/29)。新政権により196億円に■ 減額された

■ レセプトオンライン化に係る設備投資に対する支援:196億 (

12月中旬より

来年度も約215億程度の補助が計上の見込み(代行送信費用含む)

概ね廃止

- 助成金は今年度末までに業者との契約が必要
- 中小企業投資促進税制(120万以上、ソフトのみでは70万以上が対象)・情報基盤強化税制(主に病院システム)の利用も考慮
 - 取得価額の7~10%の税額控除又は取得価額の約35%の特別償却
 - 利用にあたって助成金の適用有無は考慮しなくてよい
- 代行請求に関しては「入力」と「送信」に分けて考えること。ただし、今回の省 令改正によりニーズは大幅に減った



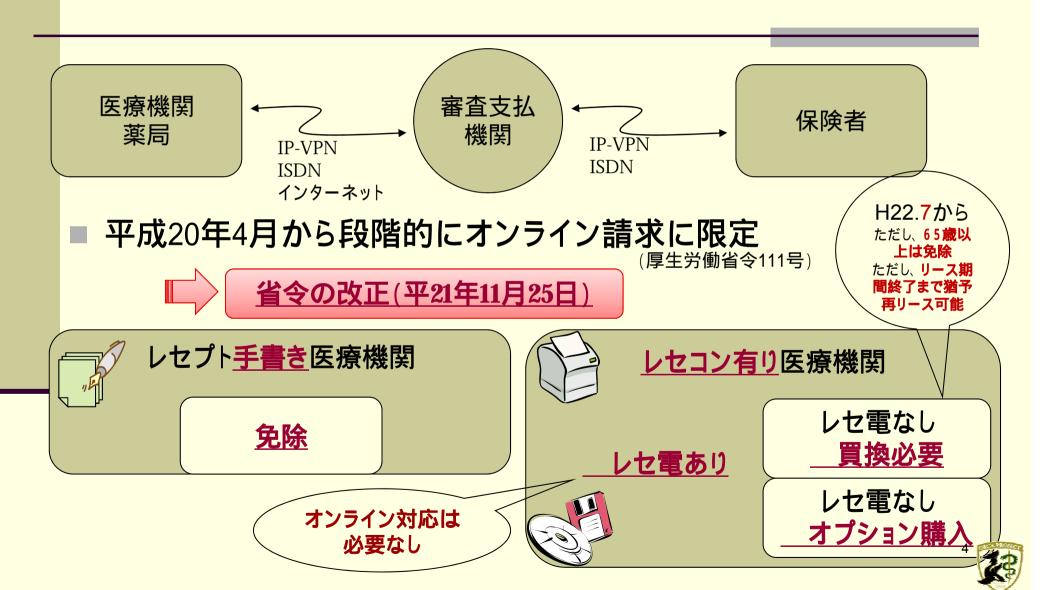
レセプトの種類について

(平成21年10月)

- 手書きレセプト
 - 機械を一切使わずに手で書いたレセプト(約1万1千診療所 13%)
- 印刷レセプト(電算化レセプト)
 - ワープロやレセプトコンピュータ(レセコン)を使って<u>印刷</u>された<u>「紙」</u>レセプト (約4万5千診療所 50%)
- レセプト電算処理システム(レセ電)
 - 紙のレセプトに代えて、「<u>電子媒体」</u>に収録した<u>電子レセプト</u>で提出を行うことができる仕組み(約2万4千診療所 27%)
- オンライン請求システム
 - 電子媒体を送付する代わりに、「<u>電送」</u>を行う仕組み(約9千診療所 10%)



レセプトのオンライン化→電子請求化



電子請求

オンライン請求義務化のスケジュール

(平18.4.10 厚生労働省令111号 **+ 省令改正**)

- 平成20年4月1日~
 - 病院(400床以上+レセ電有・文字対応)



- 平成21年4月1日~
 - 病院(400床未満+レセ電有・文字対応)

省令再改正によ り、12月まで猶予 の予定

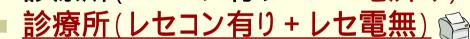
平22年度診療報酬改定

- 平成22年7月1日~
 - 病院(レセコン有り+レセ電無・文字非対応)



そのまま→

診療所(レセコン有り+レセ電済み)



平成23年4月1日~

病院(レセコン無し) 📝 診療所(レセコン無し(少数該当を除く)) 📝

ただし、65歳以 上免除 ただし、リース期 間終了まで猶予 ただし、**再リース** 可能

免除

年齢で届出 日が異なる

少数該当:月間平均請求件数が300件以下

注2 レセ電有り:レセコンでレセプト電子請求を行っている場合

注3 文字対応: レセコンにレセプト文字変換ソフト(レセスタ)の適用が可能な場合

注4 レセコン有り:レセプト作業事務を電算化している場合



レセプト電算処理システム普及状況の内訳

平成21年10月31日現在

					平成21年9月診療分		レセ電参加				*	参考
					医数	件数	医数				医数	・薬局数
					薬局数		薬局数	普及率 (%)	件数	普及率 (%)	対前月比	
医	科	病	院	400床以上	813	4, 472, 142	(788)	(96.9)	(4, 408, 705)	(98.6)		(+ 5)
							788	96. 9	4, 425, 616	99. 0		+ 5
				400床未満	7, 964	6, 476, 340	(6,579)	(82.6)	(5, 725, 326)	(88.4)	(-	+ 220)
							6, 761	84. 9	5, 838, 539	90. 2		+ 183
				計	8, 777	10, 948, 482	(7,367)	(83.9)	(10, 134, 031)	(92.6)	(-	+ 225)
							7, 549	86.0	10, 264, 155	93.8		+ 188
		診療所			88, 848	28, 137, 321	(13, 518)	(15.2)	(5, 476, 269)	(19.5)	(+:	2, 405)
							37, 971	42.7	15, 227, 621	54. 1	+	2, 527
		合 計		> =+	97, 625	39, 085, 803	(20, 885)	(21.4)	(15, 610, 300)	(39.9)	(+ :	2,630)
				ПП			45, 520	46.6	25, 491, 776	65. 2	+	2, 715
	歯 科			£:l	71, 292	8, 648, 886	(17)	(0.0)	(1,636)	(0.0)	(+ 17)
		M 17			71, 292	0, 040, 000	211	0.3	27, 877	0. 3		+ 59
		小計			168, 917	47, 734, 689	(20, 902)	(12.4)	(15, 611, 936)	(32. 7)	(+2	2, 647)
				P I	100, 317	77, 754, 003	<i>45, 731</i>	27. 1	<i>25, 519, 653</i>	<i>53. 5</i>	+ ,	2, 774
		調	剤		52, 532	20, 472, 652	(46, 864)	(89.2)	(20, 242, 100)	(98.9)	(-	+ 432)
		(JP)					47, 311	90.1	20, 416, 073	99. 7		+ 289
			合	BH:	221, 449	68, 207, 341	(67, 766)	(30. 6)	(35, 854, 036)	(52. 6)	(+3	3, 079)
		総合計		PI	221, 770	00, 207, 047	93, 042	42.0	<i>45, 935, 726</i>	<i>67. 3</i>	+ ,	3, 063

注) () 内はオンライン請求分の再掲。

請求省令の改正 (重要)

2009.11.25 省令改正



手書きレセプト請求(平成23年4月1日時点)

- 年間3.600 下はオンライン免除
- 免除(手挙げ) 年間
 - (年齢によって届出期限が異な ■常 免除



紙レセプトで請求(平成22年7月1日時点)

平成22年7月1日時点で65歳以上なら免除

65歳未満の場合↓

保守延長 可能

平成22年7月診療分より 電子請求

犬であるが

リース期間、減価償却期間の終了まで、電子請求義務化

を猶

予(最大平成27年3月まで)

ただし、

(当今施行日)

以降のリース・購入は対象外

請求省令の改正 (重要)

2009.11.25 省今改正



電子媒体で請求(平成22年4月1日現在)

現状のまま(オンラインするかどうかは手挙げ)

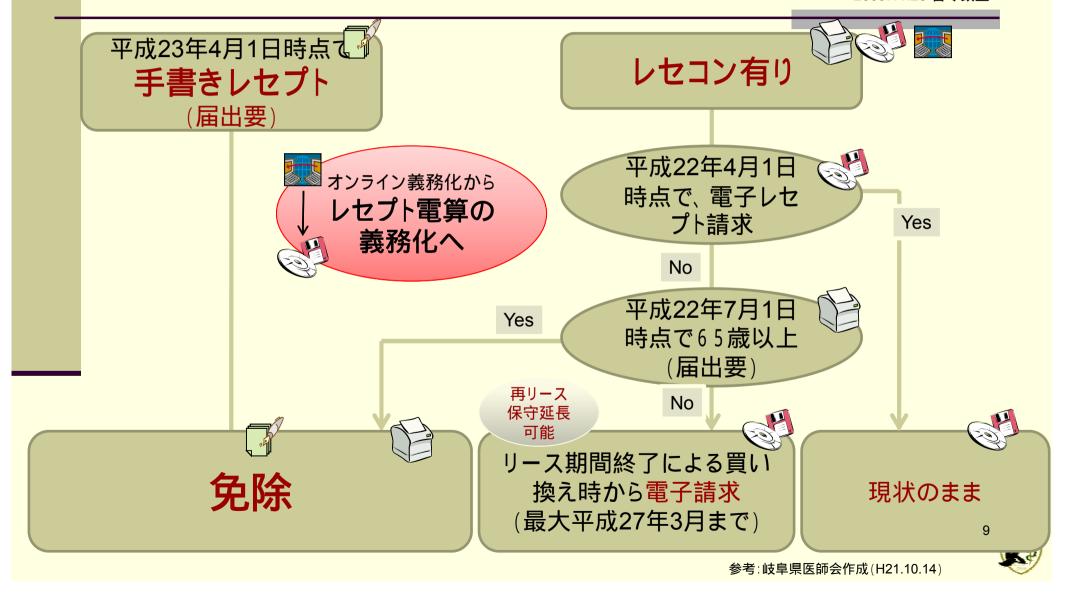
- 紙レセプトや電子媒体での請求が可能な例外(個別の事情)
 - ア)オンライン請求回線に機能障害が発生
 - イ) 電子請求 求の準備は契約済だが<u>業者が作業遅れ</u>
 - ウ) 電子媒体には対応しているが代行送信の体制が未整備
 - エ) 改築工事中、又は仮の施設で診療中
 - オ) 概ね1年以内に診療を廃止あるいは休止予定
 - 力) その他特に困難な事情がある場合 これらは審査支払機関に届出が必要



請求省令の改正(図解)

レセコン購入、電子レセプト対応の助成金あり (今年度のみ)

2009.11.25 省令改正



免除・猶予の届出期限(重要)



手書きレセプト

- 平成23年4月1日時点で65歳以上だったら(誕生日がS21.4.2以前)
 - 平成22年12月31日までに免除の届出
- 平成23年4月1日時点で65歳未満だったら(誕生日がS21.4.3以降)
 - 平成22年3月31日までに免除の届出



請求先に関わらず基金と連合会の 両方



印刷レセプト

- 平成22年7月1日時点で65歳以上だったら(誕生日がS20.7.2以前)
 - 平成22年3月31日までに免除の届出
- 平成22年7月1日時点で65歳未満だったら(誕生日がS20.7.3以降)
 - 平成22年3月31日までに猶予の届出
 - 再リース·再保守契約で最長平成27年3月31日まで



義務化の三ヶ月前が届出の期限



個別の事情(証明資料要)

- 回線障害・業者遅れ・特に困難な事情の場合
 - 請求日当日に届出可能 + 後日速やかに事情が確認できる資料を提出



常勤の定義(65歳未満とは)

■ 医師が勤務時間の全てを勤務し、かつ1週間の勤務 時間が32時間 以上

標榜時間とは異なる



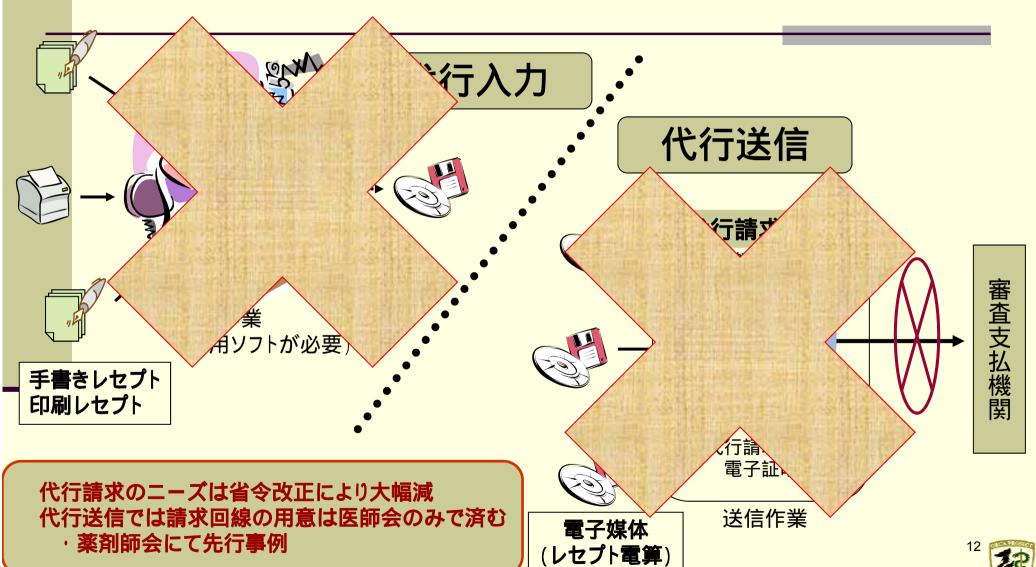
印刷レセプト

- 65歳以上で免除であっても、65歳未満 の上記医師 が常勤になった時点で電子請求が必要
 - ただし、移行期間を考慮し届出月の翌月請求までは免除

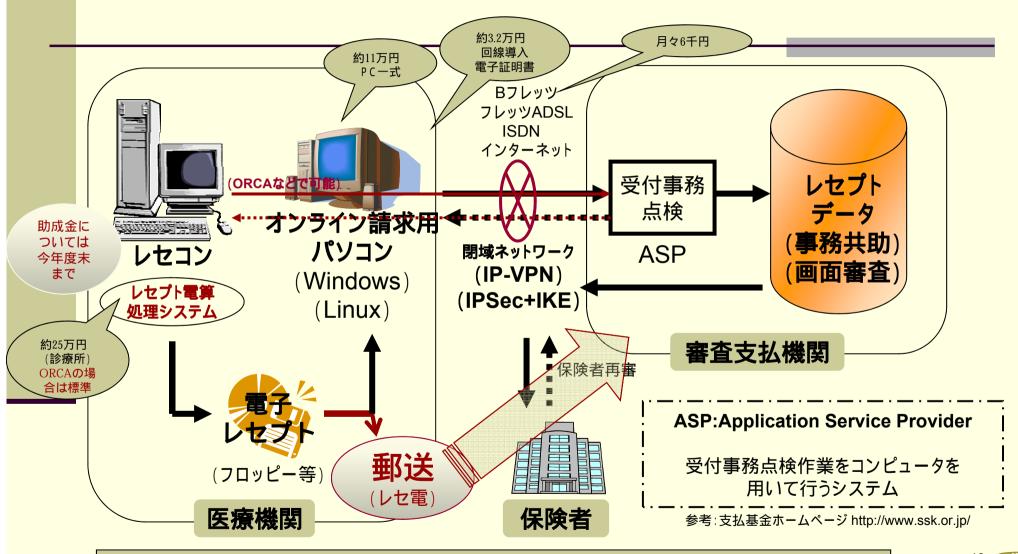
(届出先)

請求先に関わらず基金と連合会の 両方 平成22年7月1日時点の年齢(昭和20年7月3日以降に生まれた者)

代行請求の考え方



電子請求への対応とレセデータの流れ



平成21年度医療施設等設備整備費 助成事業(196億円) 今年度のみ

見込み

- レセコン購入(2分の1補助)
 - 病院:250万円まで
 - 診療所:50万円まで(レセ電対応機種からの買換含む)
- ソフト購入(2分の1補助)
 - 病院:50万円まで
 - 診療所:40万円まで

電子レセプトを作成するための オプションソフト購入 既存レセコンの設定変更 傷病名コードの整理 等の諸設定

リースは 対象外 (ローンは 対象)

12月中旬以降より実施

H21年度中に契約(国会成立日の5/29まで遡及) 契約書・領収書・納品書が必要

詳細は<u>http://www.ssk.or.jp/seikyushourei/index.html</u>(支払基金)



詳しくはこちらへ

ORCAプロジェクト

http://www.orca.med.or.jp/

【お問い合わせ】



最寄りの日医総研日医IT認定サポート事業所へ

詳しくはこちらへ

assist@orca.med.or.jp 日医標準レセプソフト導入相談窓口 0120-544-170(フリーダイヤル)



詳しくはこちらへ